

## 障害福祉事業者等実地指導 よくある質問事項一覧 (R5.10)

実地指導の実施通知を受けましたら御確認ください。

その他不明点がありましたら、電話もしくはメールにてお問い合わせください。

(電話：052-954-6343 メール：kansa-shidou@pref.aichi.lg.jp)

	質問事項	回答
Q.1	当日はどのような流れで実施しますか。	始めに開始の挨拶を行います。その後施設内巡視を行います。巡視後は書類確認を行い、書類確認が終わり次第必要事項について聞き取りを行います。最後に今回の実地指導に係る改善指示事項について説明を行い、終了となります。なお、あくまで一例ですので、このとおりの流れで実施しない場合もございます。特に、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、施設内巡視を省略する場合があります。
Q.2	当日は誰が立ち会えばよいか。	管理者・サービス提供（管理）責任者・児童発達支援管理責任者・法令遵守責任者の立ち合いが望ましいですが、必ずしもその全員の立ち合いまでは求めておらず、可能な範囲での立ち合いで構いません。
Q.3	当日は何年分の書類を用意しておけばよいか。	書類については、最大で過去5年分確認します。ただし、スペースの都合上全てを会場に用意するのが難しい場合は、少なくとも当該年度分とその前年度分の書類を会場に御準備ください。なお、書類をデータにて保管をしている場合、電子機器等で確認可能であれば、改めて印刷していただく必要はありません。
Q.4	事前提出資料にはいつ時点の情報を記載すればよいか。	記入日時点での情報を記載してください。
Q.5	事前提出資料において、現在取組中の内容についてはどのように記載すればよいか。	その旨がわかるよう内容を直接記載してください。
Q.6	事前提出資料の提出が遅れそうだがどうすればよいか。	お電話にて御相談ください。
Q.7	現在利用者がいないが、実地指導を行うか。	実施します。
Q.8	介護保険主体の事業所であり、障害福祉関係書類を作成していないが、事前及び当日の書類はどうすればよいか。	書類によっては介護保険分とは別に作成する必要がある場合もあります。ただし、そういったものについては実地指導当日に指示しますので、あくまで現状作成されている書類を提示してください。
Q.9	業務管理体制整備状況の届出を行っていなかったことがわかったが、どうすればよいか。	障害福祉課のホームページ等を参考に、早急に所管行政庁あて提出してください。
Q.10	契約内容報告書とはなにか。	障害福祉サービス事業者等は基準省令上、事業所の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告することとされており、その際の報告書を便宜的に契約内容報告書と記載しております。
Q.11	代理受領額通知書とはなにか。	障害福祉サービス事業者等は基準省令上、法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る給付費の額を通知することとされており、その際の通知書を便宜的に代理受領通額知書と記載しております。